

(H27. 12/18 教育委員会特別支援教育室)

【教育委員会】

1 県立聾学校での取組

- 県立聾学校では、条例の趣旨を踏まえて、幼稚部から高等部まで、保護者の要望を確認しつつ、授業の中で手話を積極的に使うよう取り組んでいる。
 - ・ 4月当初に、全保護者に対して、手話の活用を含むコミュニケーション手段の活用に関するアンケート調査を実施。
 - ・ 保護者会で校長から本年度の取組方針を説明。
- 校内研修において、手話の活用に関する研修を計画的に実施するとともに、朝会の時間の一部を使い、手話に関する研修を継続的に実施するなど、教職員の手話技能の向上を図っている。

(参考：県教育委員会の指導)

- ・ 4月2日に学校を訪問し、条例の趣旨説明や手話を活用した授業や教職員の研修等に学校全体で取り組むよう、学校経営に関わる管理職に対して指導を行った。
- ・ 7月16日に学校を訪問し、幼稚部から高等部までの授業を参観するとともに、授業研究会では指導内容、方法等に関する指導について、全体会では手話の活用等に関する学校の取組等について指導を行った。

2 小中学校や高等学校での手話を活用した取組

- 小中学校では、総合的な学習の時間に手話を学んだり、音楽発表会や学習発表会での手話を取り入れた合唱を行ったりしている。
- 高等学校では、福祉科の生徒の介護等の授業や、青少年赤十字（JRC）の活動等において手話を学んだり、学園祭やイベントで生徒が手話通訳を行ったりしている。
- 小中学校や高等学校の児童生徒が、県立聾学校の児童生徒との交流学习を行う際に、手話を用いて子ども同士のコミュニケーションを図っている。

3 手話の普及啓発に係る取組

- (1) 「群馬県手話言語条例」普及啓発リーフレットの県内学校・園への配布

【配布先】

公立幼稚園 8 2 園 国公立小学校 3 2 1 校 国公立中学校 1 6 9 校
 国公立高等学校等 1 3 2 校 国公立特別支援学校 2 7 校

- (2) 関係会議等におけるへの周知

県市町村教育長協議会

県小学校長会

県中学校長会

県立学校長会（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

} 周知

特別支援教育室が実施する各種研修会 ————— 簡単な手話の習得

- (3) 手話言語条例制定記念フォーラムの開催

障害政策課、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザと連携し、手話言語条例制定記念フォーラムの企画・運営及び参加校の調整等を実施。

【参加校】

群馬県立聾学校、前橋市立元総社南小学校、群馬県立桐生南高等学校

4 平成28年度の各学校の教育計画への位置づけを依頼